

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童は、泉大津市学校園条例（昭和40年条例第4号）に規定する泉大津市立旭小学校に就学する児童とする。

2 前項の規定にいかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、対象児童としない。

- (1) 感染症に罹り、他の利用者に感染のおそれがある者
- (2) 入院治療を受ける必要がある者又は疾病にかかっている者
- (3) 市長が一時預かりの対象児童として適当でないと認めた者

(実施施設)

第3条 事業を実施する施設は、泉大津市放課後児童健全育成事業運営要綱（平成27年4月1日。以下、「要綱」という。）第2条に規定する旭仲よし学級とする。

(受入人数)

第4条 事業の1日の定員は、原則として10名とし、先着順とする。

(実施時間)

第5条 事業の実施日は要綱第5条に定める開設日のうち、土曜日のみとし、実施時間については、同条に定める開設時間内とする。但し、原則として、登校時間は午前8時50分までとする。

(利用日数の制限)

第6条 事業の利用日数は、各年度10日を限度とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用の申込み)

第7条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「保護者」という。）は、利用しようとする日の5開設日前までに泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用申込書（様式第1号）を旭仲よし学級を通じ、市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第8条 市長は、申込書を受理し、審査の上、利用を決定したときは、速やかに泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用許可証（様式第2号。以下、「許可証」という。）を発行し、保護者に通知するものとする。また、利用者は、利用しようとする日に許可証を持参し、旭仲よし学級において提示するものとする。

(利用料等)

第9条 保護者は、利用料及び傷害保険掛金を納めなければならない。

2 利用料は、1日あたり500円とし、保護者は、利用日までに旭仲よし学級を通じ、市長

に納付しなければならない。納付がない場合、当該事業を利用することはできない。

3 傷害保険掛金は、市が指定する傷害保険の掛金とし、保護者が負担するものとする。利用しようとする 5 開設日前までに、傷害保険掛金の納入がない場合、当該事業を利用するこことはできない。また、傷害保険掛金の納入後に当該事業を利用しない場合であっても、傷害保険掛金は返金しない。

4 要綱に定める仲よし学級の会費を滞納している者の児童については、当該事業の利用はできないものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用申込書

年　月　日

泉大津市長　　様

住所

保護者氏名

電話

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業の利用について、次のとおり申し込みます。

(ふりがな) 利用児童氏名	性別	生年月日	小学校名	学年
	男・女	年　月　日	小学校	年
緊急連絡先	氏名		続柄	電話番号
利用理由				
利用希望日	年　月　日			
利用希望時間	時　分～時　分			
送迎者氏名				
送迎者住所				
送迎者連絡先				
利用児童の健康 状態等	1 健康　　2 通院中(内容) 3 障害(有・無) 4 その他配慮が必要な事項()			
当該年度内の利 用回数	1. 初回　　2. 回目			

注意事項

- アレルギー情報について、必ず記載をして下さい。
- 天候不良等により、急遽仲よし学級を閉鎖する場合があります。その場合、一時預かり事業を利用することはできません。
- 児童の傷害保険の加入を行なわない場合、一時預かり事業を利用することはできません。
- 傷害保険料は、どのような理由（警報発令による仲よし学級の閉鎖・児童の体調不良等含む）で一時預かり事業を利用しなかった場合であっても、返金できません。
- 昼食及びおやつは必ず持参して下さい。仲よし学級で用意することはできません。また、電気ポットや電子レンジを使用するもの、冷蔵庫での保存が必要なもの持参もご遠慮下さい。
- 貴重品等、必要のないものの持参はご遠慮下さい。万一、破損や紛失等があった場合、責任を負うことはできません。
- 必要があれば、着替え等の持参をお願いします。
- 教室内で、携帯電話は使用できません。緊急の場合は、直接仲よし学級にご連絡下さい。
- 体調不良の場合、急遽お迎えをお願いする場合があります。
- 利用料を納期限までに納付しなかった場合、次回以降の利用はできません。

* 泉大津市使用欄

受付年月日		
利用の可否	可(利用料 円)	・ 否

様式第2号(第8条関係)

泉大津市留守家庭児童会一時預かり事業利用許可証

利用児童氏名		性別	
生年月日		学年	
保護者氏名			
住所			
緊急連絡先			
利用日			